



えようということで活動している。地域シコパとして財政確立を確立することが強調された。

中米の活動については93年にシコパ・プロジェクトが始まった。レジス委員長はコンスタントに接触しており、91年にホンジュラスで会合、93年にプログラムとなった。協同組合による仕事起こし、直面する市場での対応、公的支援の要求、マーケティング、クレジットの展開を目指している。この4年間で130の協同組合を設立した。ホンジュラスでは鉱山、靴、織物、食肉、工芸品などの業種がある。ここでは同様に製品の質の問題、金融にアクセスできないという問題がある。サルバドルでは、長年の戦争があった。織物、クラフトの協同組合があり輸出している。資本とマネージャー不足がある。コスタリカでは93年からシコパが活動を拡大している。民間銀行などの特別クレジットなどがあり、うまくいっている。当面する問題はローカルパートナーがいないことだ。協同組合は短期でなく長期的にマーケティングを考えるべきだとの指摘があった。セミナーなども開催している。中米については、特にスペイン・マドリの労働者協同組合連合会のビジャ氏がシコパの支援担当でもある。彼はスペイン政府やバスク労働者協同組合連合会とも協力して、資金援助をしている。本年11月には新しいプログラムを作成する予定だ。スペイン政府から5千万ペセタの支援があるとのことである。

アフリカ・プログラムの報告では、タンザニアで失敗と展望づくり、西アフリカには職人協同組合は存在しないのは国営工場が支配的だからであること、農協が協同組合として強調されていること、コーヒー、茶、煙草協同組合があること、EUの支援で最近職人協同組合の3カ年のパイロット・プロジェクトを開始したことなどが述べられた。

中国プログラムについては、中国代表がいないので、支援に入っているベルギー人からの報告があった。中国には2つの労働者協同組合組織がある。ひとつは工業協同組合連合会でもうひとつが工合（ゲンホー）である。シコパ・プログラムに



はこの二つが関与している。シコパはゲンホーとパートナーを組んでいる。ゲンホーは1939年に設立された。83年に復活した。NGOレベルで、原則独立の3000の協同組合が地域、農村でシェアホルディング協同組合として存在し、オリジナルモデルとして労働者が投資し、分配、利子配当している。国営企業が民営化し失業者問題が起きており、4000人の従業員の企業が協同組合に替わった。

ロシアについては協同組合理念は変化している。これまでロシアでは生産協同組合とは国営農場のことだった。現在新労働者協同組合法が制定される予定である。立法家はEUと協力して法制づくりをしている。市場経済で活動する最高の形態として協同組合を位置づけている。政党により協同組合に対しては異なる見解があるが、協同組合の社会的方向性が大事である。当面の問題は協同組合と国との関係と協同組合と私的セクターとの関係であるとの指摘があった。シコパではフランスから専門家を支援に出して民主的な定款作りをしている。ロシアの変化はヨーロッパにもよい影響を与えるだろう。

東ヨーロッパの報告によれば、市場経済に直面して労働者協同組合の法的転換が進んでいる。所有問題、組合員資格、分配、真の民主主義とマネージメントと意思決定の関係が議論されている。EU協同組合法、スペイン、フランス、イタリアの協同組合法などを参考にしている。チェコでは新協同組合法を作ったが、協同組合法は商法の一

部となり、協同組合マネジメントが基本的に転換した。460の労働者協同組合が連合会に加入した。政府と民間との協力関係を促進し、国際的にはフェア・トレードの関係を作り上げていく。ブルガリアはC I C O P Aの古いメンバーである。1989年以降、労働者協同組合は変化している。ただし、C I C O P Aのプログラムには参加しておらず、独自の力で進めている。この4年間で4,000の協同組合が民営化している。1991年に新協同組合法が制定された。今年11月にはソフィアで会議を開く。ポーランドの労働者協同組合はスロバキアに状況が似ている。

日本については労協連合会の片山氏から報告があった。阪神大震災に対するC I C O P Aのお見舞いに対するお礼。建設協同組合の設立。高齢者協同組合の推進。協同組合原則における不分割積立金に対する日本の態度について説明した。その後スロバキアの連合会から地震見舞いとして40万円近いカンパを頂き、改めて国際連帯の強さを実感させられた。

ヨーロッパは全体に国内の経済事情は深刻で、雇用が協同組合にとってむずかしい状態である。投資を重視している。雇用問題ではE Uの政策にあわせながら対応を進めていくこと報告された。労働者協同組合と消費者協同組合の提携が必要であることや、発展途上国との協同組合協力については、たんに製品の輸出入ではないF A I R T R A D Eの考えが協同組合間で重要であることが強調された。

シコバ会議に臨席したI C Aマルコス会長の挨拶では、労働者協同組合のスペインのビットリア会議（1994年）で驚いたのはシコバが非常に発展していることで、若い人もおり、I C Aの中では奮闘していることであると語った。

協同組合原則については、レジス委員長から次のような報告があった。シコバは今年のビットリア会議で不分割積立金条項の明記要望を打ち出した。不分割積立金は協同組合に不可欠な原則であり、経済的な保障である。フーリエ、ブルードンのフランスでも、ライフアイゼンのドイツでもま

たイギリスでも不分割積立金は協同組合の長い伝統である。特に財政的な弱点をこうむってきた労働者協同組合にとって集団資本は重要である。それは仕事を保障するための基本的な原則である。この原則は労働者協同組合の未来のために不可欠である。日本の労協のこの件に関する文書は非常に興味深い。その要望文章は美しく、完全で、具体的だと内容を読み上げた。

同席したI C A事務局長のソンダーソン氏は、I C A原則では資産の共同所有を明確にする。文章の中で「剰余金を不分割積立金に充当すること」についてはシコバの要求についてI C A理事会は同意している。ただし文章を柔らかくする必要がある。I C A理事会は、少なくとも at least とか if possible とかをつけて同意する予定であると述べた。

採択された協同組合原則については、別途報告記事がでると思うのでここでは触れません。

人事については、新委員長にイブ・レジス（フランス）、副委員長にビスワタン（インド）、リバル（スロバキア）、セバイ（エジプト）が選出され、執行委員として中西五州氏に代わり永戸祐三氏を選出された。また女性の執行委員会参加を今後促進し、3年以内に副委員長に女性を入れたいという報告もあった。